

令和4年第10回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第10号)

招 集 年 月 日	令和4年10月26日		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和4年10月26日 9時30分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和4年10月26日10時15分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員  出 席 9 名  欠 席 1 名  凡 例  ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △☒ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	宮本 千春	○
	2	河野 幸枝	○
	3	笠井 清孝	○
	4	栗栖 芳秋	○
	5	佐藤 潤	○
	6	富永 富幸	△
	7	沖 貴雄	○
	8	武本 宮紀	○
	9	小笠原 敏子	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	7 番	沖 貴雄	
	8 番	武本 宮紀	



議長	<p>総会を開会させていただきます。  本日の出席委員は9名です。  出席委員が過半数を超えていますので、総会は成立いたします。  これより令和4年第10回安芸太田町農業委員会総会を開会します。(9:35)</p>
議長	<p>議事録署名者の選任を行います。  この会議の議事録署名者を議長において指名しても異議ありませんか。</p> <p>(全員異議なし)</p>
議長	<p>全員異議なしと認めます。  よって議事録署名者に7番委員と8番委員を指名します。</p>
議長	<p>会議書記の指名を行います。  本日の会議書記に農業委員会事務局職員、佐々木泰彦氏と栗栖はるか氏を指名します。</p>
議長	<p>それでは、今回提案された議案第62号から議案69号について事務局長より提案説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>(提案説明)</p>
議長	<p>それでは、議案第62号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、お名前が■■■■  ■■■■さん、耕作面積が156㎡です。譲受人の住所は■■■■■■■■■■  ■■■■■■■■■■、お名前が■■■■■■■■■■さん、耕作面積が4,076㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大宇穴字本郷、地番が2521番、地目が畑、面積が合計で156㎡です。申請理由は譲渡人は遠距離で耕作困難のため譲り渡す。譲受人は既存経営地に隣接しており規模拡大のため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて7番委員より説明をお願いします。</p>
7番委員	<p>はい。1ページから、3ページをご覧ください。10月22日譲受人である■■■■さん立会いのもと現地確認を行いました。その報告についてさせていただきます。この農地は以前20年くらい前から■■■■さんが■■■■さん、相続して■■■■さんになられているんですけども以前からこの地から離れられたようで、家に隣接しているということで20年前ほどから管理を行ってきたそうです。この度■■■■さんが近くにある墓地の移転をするためにこちらに帰られたときに農地のことを相談され、取得することにされたという旨でした。■■■■さんは機械を所持されておりますし、また、宅地の裏に隣接する農地であり今後は野菜作りをしていくということでした。農地法3条各号には該当しませんので許可妥当だと</p>

<p>議長</p>	<p>判断しました。審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議案第 62 号について、審議に入ります。議案第 62 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 62 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第 62 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 63 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>申請者譲渡人の住所は [REDACTED]、お名前が [REDACTED] [REDACTED] さん、耕作面積が 1,037 m<sup>2</sup>です。譲受人の住所は [REDACTED] [REDACTED]、お名前が [REDACTED] さん、耕作面積は 0 m<sup>2</sup>です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字上殿字江良原、地番が 1348 番 2、1350 番、字猪之尻 1653 番、1656 番、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計 1,037 m<sup>2</sup>です。申請理由は譲渡人は遠方で耕作困難のため譲り渡す。譲受人は他の人から住宅等も買ったので申請地も買い、水稻の耕作や野菜の栽培を始めるため譲り受ける。となっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて 4 番委員より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 4 ページの議案第 63 号および、5、6 ページの地番図をご覧ください。5 ページのところなんですが、5 ページの申請地のところで矢印の [REDACTED] さんのところが宅地です。それを拡大したものが 6 ページです。6 ページをご覧ください。1655 が [REDACTED] さんの宅地でその上の方に 1348-2 と 1350 の畑があります。それと 1655 の宅地の左側に 1656 の畑、宅地の前の 1653 が田んぼです。それを 10 月 13 日申請者の [REDACTED] さん立会のもと現地調査を行いました。譲受人 [REDACTED] さんが売買により宅地及び農地を譲り受け、水稻および野菜の栽培を始められるものです。申請する農地 1,037 m<sup>2</sup>全部耕作されます。[REDACTED] さんはこれまで百姓をされてこられなかったのがこのたび譲り受けられたものを全部耕作されるということです。これはですね、初めてですので農機具等を持っておられないので、さしあたり [REDACTED] に頼み、年々に農機具等を準備して農作業をされます。また今回の申請農地の合計面積が下限面積以上であります。周辺の農地利用に影響ありません。以上、第 3 条第 2 項各号に該当しないので許可相当と考えます。審議のほどよろしくお願ひします。</p>

議長	<p>それでは、議案第 63 号について、審議に入ります。議案第 63 号について質疑はありませんか。</p>
議長	<p>事務局に質問。■■■■というんだが作業委託をして当面耕作してもらうのは利用権設定が必要なのか。</p>
事務局	<p>■■■■に委託するという話をお伺いしていないので、詳しい内容がわからないんですけど、■■■■が借りて作業をされるのか、作業委託で受けるのかによって手続きが変わってきてまして、作業委託であれば特段農地法にかかってこないかと思うんですが、借り受けて栽培をするのであれば利用権設定が必要になってくるかと思えます。</p>
4 番委員	<p>その点はですね、最初に申しましたように農機具等全然ないので田の荒起こし等の作業があるのでそれは一応お願いして、そしてそのあとは水の弁やら予防関係なんかは農家の予防機なんかを借りられるかどうかして自分でやられるんだと思えます。</p>
議長	<p>ちょっと確認して、手続きの方法が変わってくるので事務局の方で確認してもらえますか。</p>
事務局	<p>はい。</p>
議長	<p>ということであります。その他質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 63 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 63 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 64 号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者譲渡人の住所は■■■■、お名前が■■■■さんで、補助人として■■■■さんが補助をされております。耕作面積が 1,452 m<sup>2</sup>です。譲受人の住所は■■■■、お名前が■■■■さん、耕作面積は 0 m<sup>2</sup>です。権利の内容は売買による所有権移転となっております。申請地は大字坪野字本郷、地番が 765 番 2、803 番、806 番 1、806 番 12、809 番 9、903 番、地目がそれぞれ田と畑、面積が合計 1,452 m<sup>2</sup>です。申請理由は譲渡人は</p>

議長	<p>病気のため耕作困難のため、および地域活性化のため譲り渡す。譲受人は農業・林業をしたいので住宅等とともに譲り受ける。となっております。以上です。</p> <p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。図面は、8ページから11ページ、現地の写真は資料1、1～3ページです。10月17日の現地確認及び譲受人である■■■■さんへ聞き取りした結果に基づき事案説明いたします。申請地は、加計支所から南へ約9.5km進んだ坪野地区にあります。こちらは譲受人の■■■■さんが、譲渡人の■■■■さんより空き家バンクを利用して家及び農地を譲受けるものです。■■■■さんは林業及び農業を行う予定としており、立木苗やトウモロコシを作付けする予定で農機具は譲りうけられるもの、及び所有しているものがあるとのことでした。また、今回の申請地が下限面積以上であり、周辺の農地利用に影響ありません。以上、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第64号について、審議に入ります。</p> <p>議案第64号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第64号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第64号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第65号について事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所が■■■■、お名前が■■■■さんです。申請地は大宇津浪字土居、地番が1521番1、地目が田、面積が173㎡のうち109.53㎡です。申請理由は駐車場とするため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。図面は、13ページから14ページ、現地の写真は資料2の4ページです。10月17日の現地確認及び代理人の■■■■行政書士、及び申請人の■■■■さんに聞き取りした結果に基づき事案説明いたします。本事案は申請者の■■■■さんによります駐車場への転用事案です。申請地は、加計支所から南へ約4km進んだ津浪地区に位置しております。現在駐車場として</p>

<p>議長</p>	<p>利用しているのは 1517-3 の雑種地を [ ] から借りて利用しており、冬場に町道へ出るまでの雪かきが大変なため町道に面している所有地を駐車場に転用したいとのことでした。こちらは第 5 回総会にて農業振興地域から除外済みの農地となっております。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから許可相当と判断しました。審議のほど、よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議案第 65 号について、審議に入ります。議案第 65 号について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 65 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>挙手多数でありますので、議案第 65 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第 66 号、67 号について関連事案ですので合わせて事務局より議案の詳細について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 66 号の申請者譲渡人の住所が [ ]、お名前が [ ] さん、補助人として [ ] が間に入られております。譲受人の住所が [ ]、お名前が [ ] さん、権利の内容が売買による所有権移転となっております。申請地は大字坪野字本郷、地番が 805 番 1、地目が田、面積が合計で 32 m<sup>2</sup> です。申請理由は売買前から浄化槽が設置されていたため。となっております。議案第 67 号の申請者、権利の内容は同じくで、申請地は大字坪野字本郷、地番が 809 番 5、地目が畑、面積が合計で 53 m<sup>2</sup> です。申請理由は売買前から車庫として使用されているため。となっております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 15 ページからご覧ください。現地の写真は資料 3 の 5 ページ及び資料 4 の 6 ページです。10 月 17 日の現地確認及び譲受人である [ ] さんへ聞き取りした結果に基づき事案説明いたします。申請地は、加計支所から南へ約 9.5km 進んだ坪野地区にあります。こちらは議案第 64 号と同じく譲受人の [ ] さんが、譲渡人の [ ] さんより空き家バンクを利用して譲り受けるものです。66 号については 804 番地の宅地のすぐ横となっており、すでに浄化槽が設置されております。67 号についてはすでに車庫が建設されております。 [ ] さんは譲り受けられた後もそのまま利用するとのことでした。事業規模からみて適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることか</p>

議長	<p>ら許可相当と判断しました。審議のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議案第 66 号、67 号について、審議に入ります。議案第 66 号、67 号について質疑はありませんか。</p>
7 番地	<p>これは 5 条申請なんですか。■■■さんが係るのかなど。もしこれは■■■さんがされているのであれば■■■さんが始末書を出されただけで済むのではないかなど。</p>
事務局	<p>こちらが 5 条か、4 条かというところなんですけど、地目と名義を同時に変更したいため 5 条で申請をされております。4 条と 5 条の違いとしては名義を変更するかどうかというところになるので、地目変更に関してはそんなに違いはありません。よって 5 条で大丈夫と判断をしました。</p>
議長	<p>その他質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第 66 号、67 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 66 号、67 号は申請のとおり承認決定いたしました。</p> <p>それでは議案第 68 号について事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所が■■■■■、お名前が■■■■■ ■■■さんです。申請地は大字加計字香草、地番が 1039 番 4、地目が畑、面積が 227 m<sup>2</sup>です。申請理由は隣地の竹が生えてきて管理ができなくなったため。となっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 68 号の説明をさせていただきます。非農地証明申請についてです。議案書の 21 ページ、図面は 22、23 ページ、および資料 5、7 ページをご覧ください。本議案は、■■■■■の■■■■■さんによります非農地証明申請です。申請地は、加計支所から南へ約 1.5km 進んだ場所に位置しております香草地域です。担当区域の 10 番委員と事務局とで、一緒に現地確認をいたしました。資料 5 をご確認くださいのですが、申請地は隣接する土地から竹が広がり、立ち入ることができませんでした。長年耕作がされていない状況で、農地として維持するのは難しいと判断しました。審議のほどよろしくお願いま</p>



	す。
議長	それでは、議案第 68 号について、審議に入ります。議案第 68 号について質疑はありませんか。
7 番委員	非農地でいいと思うんですが、これは隣接する農地は全部こんな感じですか。隣接する農地の所有者は違うのですか。
事務局	はい。隣接している 1039-3 や 1039-1、1039-2 については所有者が違います。なので今回は 1039-4 だけの申請となっております。
7 番委員	これは呼びかけはされるんですかね。
事務局	この地域については利用状況調査の段階で非農地判定が出るような地域でしたので今後非農地通知を送る可能性はあるんですけど、まだ山側の農地から非農地通知を送っている段階なので呼びかけ等をする予定はございません。おそらく今年の利用状況調査でも見ていただいて非農地判定をしていただいていると思いますので今の予定の非農地通知が終わりしだい、送らせていただこうかと考えております。
議長	その他質疑はありませんか。  (全員質疑なし)
議長	質疑なしと認めます。それでは、議案第 68 号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長	挙手多数でありますので、議案第 68 号は申請のとおり承認決定いたしました。それでは議案第 69 号について事務局より議案の説明をお願いします。
事務局	議案第 69 号の説明をさせていただきます。令和 5 年度安芸太田町農業施策に対する建議書の提出についてです。先月の総会にて建議書の案を報告させていただいたものを資料 6 としてお配りしております。9 ページからをご覧ください。 本日、建議内容についてご審議いただき、その後建議内容を取りまとめ、11 月下旬に町長と会長、事務局とで話し合いの場を設けるよう考えております。以上です。
議長	これは前回農業委員会でも提示したわけですが、この建議内容について皆さんと含めて審議したいと思います。赤文字が昨年度から手直しをした部分となりますが、この建議内容について皆さんご意見ををお願いします。 これで新たに加える点があればですが、ないようでしたら次回の農業委員会

	<p>で決定し町長へ要望をしていきたいと思ひます。 しばらく休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議長	<p>休憩を廃し会議を再開します。 69号について質疑なしと認めます。それでは、議案第69号について申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第69号は申請のとおり承認決定いたしました。次に報告事項に入ります。報告事項について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告事項の説明を2点させていただきます。</p> <p>1点目は農地法第3条の3第1項の規定による届出書が2件出ております。資料7、13ページをご覧ください。1件目は■■■■の■■■さん、2件目は■■■■の■■■さんによります相続の届出になります。届出に係る土地の所在、地番、地目、面積、利用状況等は、それぞれ記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p> <p>2点目は広報安芸太田へ「農業委員会紹介」ページの掲載についてです。資料8、17ページをご覧ください。今月から宮本さん武本さんに就任いただき、全地域農業委員がそろいました。また、違反転用防止のために農地法に関する記事を12月の広報へ記事を掲載してはどうかという提案です。広報の掲載マニュアルに基づき縦書きで構成しております。上半分に許可申請に係る簡単な説明、下半分に農業委員、推進委員のお名前、担当地域という内容で案を作成しました。遊休農地防止や無断転用防止のために農業委員会の広告が効果的と考え、このような内容とさせていただきました。皆さんのご意見を伺えたらと思ひますがいかがでしょうか。</p> <p>ご意見が無ければこの内容で12月広報へ掲載をさせていただきます。 報告は以上です。</p>
議長	<p>報告事項について質疑はありませんか。</p> <p>(全員質疑なし)</p>
議長	<p>それでは無いようでしたら報告事項を終わります。 これを持ちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。 これで、令和4年第10回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(10:15)</p>

以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。

議 長

7 番委員

8 番委員